

定株式等にあつては、当該特例適用事業年度終了の時における帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（特定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「特例対象事業年度等」という。）又は当該特例適用事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該特例対象事業年度等又は当該特例適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該特例対象事業年度等が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該特例適用事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該特例適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 特定株式で特定期間内における設立等に伴う払込み等により交付されるもの又は特定債権で特定期間内における貸付けに係るもの 特例対象事業年度等において当該特定株式又は特定債権の特定取得

をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権 特例対象事業年度等が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

3 第一項又は前項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人の認定特定事業再編計画に係る第一項に規定する積立期間内の日を含む各事業年度のうち最後の事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該各事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された特定事業再編投資損失準備金の金額（当該各事業年度終了の日において同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特定事業再編投資損失準備金の金額（以

下この項において「連結特定事業再編投資損失準備金の金額」という。)がある場合には当該連結特定事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)がある場合には、当該認定特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額については、当該基準事業年度等の終了の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十(当該特定会社が第一項に規定する政令で定める日までの期間の月数を勘案して政令で定める数)該積立期間開始の日から同項に規定する政令で定める日までの期間の月数を勘案して政令で定める数)で除して計算した金額(当該金額が前事業年度等から繰り越された当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額を超える場合には、当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額)に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、当該法人のその該当することとなつた日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 産業競争力強化法第二十七条第二項又は第三項の規定により認定特定事業再編計画の認定を取り消された場合 その取り消された日における当該認定特定事業再編計画に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

一 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等（第一項及び第二項に規定する株式若しくは出資又は債権をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合を除く。） その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた特定株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の全部を

有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事

業再編投資損失準備金の金額)

三 合併により合併法人に当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等を移転した場合 その合

併の直前における特定事業再編投資損失準備金の金額

四 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社が解散した場合 その解散の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

五 当該法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における特定事業再

編投資損失準備金の金額

六 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の帳簿価額を減額した場合 その減額をした日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

七 前項、前各号、次項及び第六項の場合以外の場合において特定事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定事業再編投資損失準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととな

つた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項の規定は、適用しない。

7 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、第五十五条第一項又は第九項の規定（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定を含む。）の適用を受けた特定株式等については、適用しない。

10 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人の当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

11 前三項に定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の四 削除

第五十五条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については」を削り、同条第六項を次のように改める。

6 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十五条の六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び

「、当該特定災害防止準備金の金額については」を削り、同条第六項中「前条第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十六条第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額については」を削り、同条第九項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十七条の三第四項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該使用済燃料再処理準備金の金額については」を削り、同条第六項中「第五十五条

の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十七条の四第一項中「控除した金額」の下に「に当該事業年度の月数（当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間（以下この項において「積立期間」という。）の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数（当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度である場合には、積立期間の月数）で除して計算した金額（当該事業年度が積立期間の末日を含む事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第十一項において「積立限度額」という。）」を加え、同項第一号中「に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 当該事業年度終了の日における前事業年度（法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この条において「前事業年度

等」という。）から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（各事業年度終了の日において第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を、前事業年度等以前の事業年度において当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額でその積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額（その積み立てられた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額）がある場合にはこれらの損金の額に算入されなかつた金額を、それぞれ含むものとし、前事業年度等の終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された金額（第六十八条の五十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）の百分の九十に相当する金額

第五十七条の四第二項中「いい、前項に規定する事業年度終了の日における累積発電量割合とは、特定

原子力発電施設に係る発電の開始の日から当該事業年度終了の日までの間に発生した電気の量の当該特定原子力発電施設に係る発電予定期間において発生すると見込まれる電気の量に占める割合として政令で定める割合を」を削り、同条第三項中「同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）」を「連結原子力発電施設解体準備金の金額」に、「同条第三項又は第五項」を「同条第二項又は第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「以下この条」を「次項を除き、以下この条」に改め、同条第四項中「金額が」を「金額（連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。」が「に改め、同条第五項第三号中「を廃止した日から一年を経過する日まで」を「の廃止につき電気事業法第九条第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物

質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請を行つた場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）内に、「同日」を「当該猶予期間の末日」に改め、同条第六項中「政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「当該原子力発電施設解体準備金の金額について」を削り、「第九項」を「第十項」に改め、同条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、「ほか、」の下に「適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた法人の当該特定原子力発電施設に係る当該適格合併の日を含む事業年度における積立限度額の計算その他」を加え、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五十七条の四第四項」を「第五十七条の四第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」に改め、同項を同条第十項と

し、同条第八項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十七条の五第一項中「補てん」を「補填」に改め、同項第七号中「火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第三項に規定する火災等共済組合（第四項において「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第三号」に改め、同条第四項中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条第十一項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十二項中「補てん」を「補填」に改める。

第五十七条の六第一項中「補てん」を「補填」に改め、同条第七項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第八項中「補てん」を「補填」に改める。

第五十七条の七第一項第二号中「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第六項中「政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業

年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該関西国際空港用地整備準備金の金額については」を削り、同条第九項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十二項中「第八項及び」を削り、「第七項」を「第八項」に改める。

第五十七条の七の二第五項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該中部国際空港整備準備金の金額については」を削り、同条第八項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十一項中「第七項及び」を削り、「第六項」を「第七項」に改める。

第五十七条の八第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経

過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「当該特別修繕準備金の金額について」を削り、同条第九項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十七項中「第八項及び」を削り、「第七項」を「第八項」に改める。

第五十八条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第六項中「政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「当該探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額については」を削り、同条第八項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十四項中「第五十五条第一項に規定する特定株式等」を「第五十五条第二項第六号の特定株式

等（当該海外自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。）」に、「同項及び同条第九項」を「同条第一項及び第九項」に改め、同条第十五項中「第九項」を「第八項及び前項に定めるもののほか、第九項」に、「前各項」を「同項から第七項まで及び第九項から第十三項まで」に改める。

第六十条第一項中「指定の日以後」を「提出の日以後」に改め、「（同表の第三号の上欄に掲げる法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者的人件費として政令で定める費用の額の百分の二十に相当する金額を限度とする。）」を削り、同項の表の第一号の上欄中「第二十九条第一項」を「第二十八条第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中「同項の規定により」を「同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第二号の上欄中「第四十二条第一項」を「第四十一条第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中「同項の規定により」を「同

法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第一号に規定する「に、〔指定された〕を〔定められている〕に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第三号を削り、同条第六項中「地区」の下に「又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区」を加え、「同項に」を「第一項に規定する提出の日又は第二項に」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「第四十二条の九」を「第四十二条の九第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立された法人で、同項の規定により経済金融活

性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度終了の日ににおける当該内国法人の当該地区内の事業所で当該内国法人の事業に従事する者の数の当該内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第四項」を「第五項」に改め、「ものとし、第四十二条の十一又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く」を削り、同条第六項中「第二項、第三項」を「第二項から第四項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項ま

でを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

- 一 第四十二条の十第一項から第三項まで又は第四十二条の十一第一項から第三項までの規定
- 二 第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三 第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十一条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最